

令和元年台風第 19 号による被害に伴う長野県後期高齢者医療広域連合後期
高齢者医療保険料の特別減免に関する規則案要綱

事 項	説 明		
1 制定理由	令和元年 10 月 12 日に発生した令和元年台風第 19 号（以下「台風 19 号」という。）により被災した被保険者の保険料の負担軽減と生活の安定を図るため、保険料の特別減免を実施するに当たり必要な事項を定めることに伴い、制定するもの。		
2 主な内容	(1)台風 19 号により災害救助法が適用された市町村に住所を有する被保険者に対する特別減免の基準を次のように定める（第 2 条関係）。		
	区分		減免対象者 減免割合
	(1)主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病		同一世帯被保険者 10 割
	(2)主たる生計維持者の行方が不明		〃 10 割
	(3) 主たる生計維持者の収入減		〃 2 割～10 割
	(4)主たる生計維持者が居住する住宅に損害	全壊	〃 10 割
		半壊	〃 8 割
		床上浸水	〃 5 割
	(5) 主たる生計維持者以外被保険者の行方が不明		当該被保険者 10 割
	(2)減免の対象となる保険料の額について、令和元年度分の保険料であって、災害救助法が適用された日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に納期限又は支払日が設定されているものと定める（第 2 条関係）。		
(3)保険料の減免の申請の特例について次のように定める（第 3 条関係）。			
ア 市町村の独自に定める様式で減免申請を行った場合、減免申請書が提出されたものとするができるものとする。			
イ 申請者の被災状況が公簿等により確認できるときは、り災証明の添付を省略することができるものとする。			
ウ 減免申請は、令和 2 年 3 月 31 日までにを行うものとする。			
(4)減免の決定等について定める（第 4 条関係）。			
(5)減免の取り消しについて定める（第 5 条関係）。			
3 施行期日	公布の日から施行し、令和元年 10 月 12 日から適用する。		